



鳥取県公報

平成17年 3月22日(火)
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(3)(給与課).....	1
------	---	---

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月22日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第3号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第1条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削る。

改 正 後	改 正 前										
別表(第2条関係) 1~7 略	別表(第2条関係) 1~7 略 <u>8 関金町</u>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 室長</td> </tr> <tr> <td>保 育 所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>教育委員 会事務局</td> <td>教育長 次長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	町長部局	課長 室長	保 育 所	所長	教育委員 会事務局	教育長 次長
機 関	職										
議会事務局	局長										
町長部局	課長 室長										
保 育 所	所長										
教育委員 会事務局	教育長 次長										

8 略
 9 略
 10 略
 11 略
 12 略
 13 略
 14 略
 15 略
 16 略
 17 略
 18 略
 19 略
 20 略
 21 略
 22 略
 23 略
 24 略
 25 略

学校給食センター	所長
小学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

9 略
 10 略
 11 略
 12 略
 13 略
 14 略
 15 略
 16 略
 17 略
 18 略
 19 略
 20 略
 21 略
 22 略
 23 略
 24 略
 25 略
 26 略
 27 関金町倉吉市中学校組合

機 関	職
教育委員会 の補助 機関	教育長
中学校	校長 教頭

26 略
 27 略
 28 略
 29 略
 30 略
 31 略
 32 略
 33 略
 備考 略

28 略
 29 略
 30 略
 31 略
 32 略
 33 略
 34 略
 35 略
 備考 略

第2条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下この条において「削除別

表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。)を削る。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係) 1~13 略 14 大山町		別表(第2条関係) 1~13 略 14 大山町	
機 関	職	機 関	職
議会事務局	局長	議会事務局	局長
町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)	町長部局	課長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)
支 所	支所長 課長		
保 育 所	所長		
診 療 所	所長		
リハビリセンター	所長		
教育委員会事務局	教育長 課長	教育委員会事務局	教育長 課長
学校給食センター	所長		
公 民 館	館長		
図 書 館	館長		
中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長		
		15 名和町	
機 関	職	機 関	職
議会事務局	局長	議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長	町長部局	課長 出納室長
保 育 所	所長	保 育 所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長	教育委員会事務局	教育長 課長
学校給食センター	所長	学校給食センター	所長
中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長	農業委員会事務局	局長

15 略
 16 略
 17 略
 18 略
 19 略
 20 略
 21 略
 22 略
 23 略
 24 略
 25 略
 26 略
 27 略
 28 略
 29 略
 30 略
 31 略
 備考 略

16 中山町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長
保 育 所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長
公 民 館	館長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

17 略
 18 略
 19 略
 20 略
 21 略
 22 略
 23 略
 24 略
 25 略
 26 略
 27 略
 28 略
 29 略
 30 略
 31 略
 32 略
 33 略
 備考 略

第3条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） 1 略	別表（第2条関係） 1 略 2 郡家町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長
保 育 所	所長
保健センター	所長
教育委員会事務局	教育長 課長
中央公民館	館長
学校給食共同調理場	所長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

3 船岡町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長
教育委員会事務局	教育長 次長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭

4 八東町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)
保 育 所	所長
隣 保 館	館長
地域福祉センター	所長
教育委員会事務局	教育長 課長
公 民 館	館長
学校給食共同調理場	所長

2 略3 略4 八頭町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長 情報政策室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。） 総務係長 財務係長 副主幹（人事、給与又は予算に関する事務を行う副主幹に限る。）
支 所	支所長 課長
保 育 所	所長
保健センター	所長
教育委員会事務局	教育長 次長 課長
学校給食共同調理場	所長
公 民 館	館長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

5 略6 略7 略8 略9 略10 略

中学校	校長 教頭
小学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

5 略6 略7 略8 略9 略10 略11 略12 略13 淀江町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長
保 育 園	園長
教育委員会事務局	教育長

	<table border="1"> <tr> <td>学校給食 センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>中 学 校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>小 学 校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> </table>	学校給食 センター	所長	中 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭
学校給食 センター	所長						
中 学 校	校長 教頭						
小 学 校	校長 教頭						
11 略	14 略						
12 略	15 略						
13 略	16 略						
14 略	17 略						
15 略	18 略						
16 略	19 略						
17 略	20 略						
18 略	21 略						
19 略	22 略						
20 略	23 略						
21 略	24 略						
22 略	25 略						
23 略	26 略						
24 略	27 略						
25 略	28 略						
26 略	29 略						
27 略	30 略						
28 略	31 略						
備考 略	備考 略						

附 則

この規則は、平成17年 3月22日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同月28日から、第 3 条の規定は同月31日から施行する。

